女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-09-0002_改 0
提出年月日	2021年3月18日

工事計画に係る説明資料 (非常用電源設備の基本設計方針に係る 説明資料)

2021年3月 東北電力株式会社

8.1.4 非常用電源設備の基本設計方針,適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。

変更前

変更後

用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。

第1章 共通項目

非常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する要求(4.6 逆止め弁を除く。), 5. その他(5.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第1章 共通項目

非常用電源設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(5.6 逆止め弁を除く。), 6. その他(6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。

第2章 個別項目

- 1. 非常用電源設備の電源系統
- 1.1 非常用電源系統

重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が 可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する。

【45条 10】

非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、多重性を持た せ、3系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電 所の保安に必要な高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器を 通して降圧し、非常用低圧母線(パワーセンタ及びモータコントロール

第2章 個別項目

- 1. 非常用電源設備の電源系統
- 1.1 非常用電源系統

重要安全施設に給電する系統においては、多重性を有し、系統分離が 可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置する。

【45条10】

非常用高圧母線(メタルクラッド開閉装置で構成)は、多重性を持たせ、3系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する高圧補機と発電所の保安に必要な高圧補機へ給電する設計とする。また、動力変圧器を通して降圧し、非常用低圧母線(パワーセンタ及びモータコントロール

センタで構成)へ給電する。非常用低圧母線も同様に多重性を持たせ3 系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保 安に必要な低圧補機へ給電する設計とする。

また, 高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は, 遮断器により故障 箇所を隔離できる設計とし, 故障による影響を局所化できるとともに, 他の安全施設への影響を限定できる設計とする。

【45条23】

更に,非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。

【45条11】

これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に配置する設計とする。

【45条24】

原子炉保護系並びに工学的安全施設に関係する多重性をもつ動力回路に使用するケーブルは、負荷の容量に応じたケーブルを使用し、多重化したそれぞれのケーブルについて相互に物理的分離を図る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考慮した設計とする。

【45条28】

変更後

センタで構成)へ給電する。非常用低圧母線も同様に多重性を持たせ3 系統の母線で構成し、工学的安全施設に関係する低圧補機と発電所の保 安に必要な低圧補機へ給電する設計とする。

また, 高圧及び低圧母線等で故障が発生した際は, 遮断器により故障 箇所を隔離できる設計とし, 故障による影響を局所化できるとともに, 他の安全施設への影響を限定できる設計とする。

【45条23】

更に,非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。

【45条11】

重要安全施設への電力供給に係る電気盤及び当該電気盤に影響を与えるおそれのある電気盤(安全施設(重要安全施設を除く。)への電力供給に係るものに限る。)について、遮断器の遮断時間の適切な設定等により、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気盤の損壊の拡大を防止することができる設計とする。

【45条8】

これらの母線は、独立性を確保し、それぞれ区画分離された部屋に配置する設計とする。

【45条24】

原子炉保護系並びに工学的安全施設に関係する多重性をもつ動力回路に使用するケーブルは,負荷の容量に応じたケーブルを使用し,多重化したそれぞれのケーブルについて相互に物理的分離を図る設計とするとともに制御回路や計装回路への電気的影響を考慮した設計とする。

【45条28】

1.2 所内電気系統

1.2.1 系統構成

非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V,1200Aのものを2個),メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V,1200Aのものを1個),パワーセンタ(非常用)(600V,5000Aのものを2個),モータコントロールセンタ(非常用)(600V,800Aのものを14個),モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V,800Aのものを14個), 動力変圧器(非常用)(3300kVA,6750/460Vのものを2個),動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA,6900/460Vのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA,460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

【72条19】

変更後

1.2 代替所内電気系統

1.2.1 系統構成

非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個)、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個)、パワーセンタ(非常用)(600V, 5000Aのものを2個)、モータコントロールセンタ(非常用)(600V, 800Aのものを14個)、モータコントロールセンタ(高圧炉心スプレイ系用)(600V, 800Aのものを14個)、のものを1個)、動力変圧器(非常用)(3300kVA, 6750/460Vのものを2個)、動力変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750kVA, 6900/460Vのものを1個)及び中央制御室120V交流分電盤(非常用)(75kVA, 460/120Vのものを4個))により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。

【72条19】

これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として、ガスタービン発電機接続盤(7200V, 1200Aのものを 2 個)、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを 3 個)、動力変圧器(緊急用)(500kVA, 6900/460Vのものを 2 個, 750kVA, 6750/460Vのものを 1 個)、パワーセンタ(緊急用)(600V, 3000Aのものを 1 個)、モータコントロールセンタ(緊急用)(600V, 800Aのものを 4 個)、ガスタービン発電設備

変更前	変更後
	燃料移送ポンプ接続盤 (600V, 100A のものを 1 個), 460V 原子炉建
	屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150A のものを 1 個), 460V 原
	子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V,30Aのものを2個),メ
	タルクラッドスイッチギア (非常用) (6900V, 1200A のものを 2 個),
	120V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 30A のものを 1
	個)及び中央制御室 120V 交流分電盤(緊急用)(20kVA,460/120V
	のものを1個)を使用できる設計とする。
	【72 条 20】
	代替所内電気設備は、上記に加え、電路、計測制御装置等で構成
	し,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路とし
	て使用し電力を供給できる設計とする。また,代替所内電気設備は,
	少なくとも1系統は機能の維持及び 人の接近性を考慮した設計と
	する。
	【72条 21】
	1.2.2 多様性,位置的分散等
	代替所内電気設備の <mark>ガスタービン発電機接続盤,</mark> メタルクラッド
	スイッチギア(緊急用),動力変圧器(緊急用),パワーセンタ(緊
	急用),モータコントロールセンタ(緊急用), <mark>ガスタービン発電設</mark>
	備燃料移送ポンプ接続盤,460V 原子炉建屋交流電源切替盤(緊急
	用) <mark>,</mark> 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 (非常用), <mark>120V 原子炉建屋</mark>
	交流電源切替盤(緊急用)及び中央制御室 120V 交流分電盤(緊急
	用) は,非常用所内電気設備と異なる区画に設置することで,非常
	用所内電気設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、

変更前	変更後
	位置的分散を図る設計とする。
	【72条53】
	代替所内電気設備は、独立した電路で系統構成することにより、
	非常用所内電気設備に対して、独立性を有する設計とする。
	【72条 54】
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって,代替所内電気設
	備は非常用所内電気設備に対して独立性を有する設計とする。
	【72条 55】
	重大事故等対処施設の動力回路に使用するケーブルは,負荷の容
	量に応じたケーブルを使用し,非常用電源系統に接続するか,非常
	用電源系統と独立した代替所内電気系統へ接続する設計とする。
	【72条 22】
2	2

交流電源設備

2.1 非常用交流電源設備

2.1.1 系統構成

発電用原子炉施設は,重要安全施設がその機能を維持するために 必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため,電力系統に連 系した設計とする。

【45条1】

発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする非常用電源設備を設ける

2. 交流電源設備

2.1 非常用交流電源設備

2.1.1 系統構成

発電用原子炉施設は,重要安全施設がその機能を維持するために 必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため,電力系統に連 系した設計とする。

【45条1】

発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする非常用電源設備を設ける

設計とする。

【45条2】

発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置(非常用電源設備及びその燃料補給設備,使用済燃料プールへの補給設備,原子炉格納容器内の圧力,温度,酸素・水素濃度,放射性物質の濃度及び線量当量率の監視設備並びに中央制御室外からの原子炉停止設備)は,内燃機関を原動力とする非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの電源供給が可能な設計とする。

【45条3】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

【45条19】

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、設置(変更)許可を受けた冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開始時間を満足する時間として非常用ディーゼル発電機は10秒及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は13秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し、負荷に給電する設計とする。

変更後

設計とする。

【45条2】

発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置(非常用電源設備及びその燃料補給設備,使用済燃料プールへの補給設備,原子炉格納容器内の圧力,温度,酸素・水素濃度,放射性物質の濃度及び線量当量率の監視設備並びに中央制御室外からの原子炉停止設備)は、内燃機関を原動力とする非常用電源設備の非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)からの電源供給が可能な設計とする。

【45条3】

非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。

【45条19】

非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、設置(変更)許可を受けた冷却材喪失事故における工学的安全施設の設備の作動開始時間を満足する時間として非常用ディーゼル発電機は10秒及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は13秒以内に電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し、負荷に給電する設計とする。

【45条20】

設計基準事故時において,発電用原子炉施設に属する非常用所内 電源設備及びその附属設備は,発電用原子炉ごとに単独で設置し, 他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。

【45条22】

変更後

【45条20】

設計基準事故時において,発電用原子炉施設に属する非常用所内 電源設備及びその附属設備は,発電用原子炉ごとに単独で設置し, 他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。

【45条22】

非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大 事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。

【72条23】

非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は重大事故等時に、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)、高圧窒素ガス供給系(非常用)、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧代替注水系(可搬型)、残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(有設)、原子炉格納容器である器である。(本語である。(本語である。)、原子炉格納容器である。(本語である。(本語である。)、原子炉格納容器である。(本語である。

【72条24】

変更前 変更後 非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機は重大事故等時に、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力 を供給できる設計とする。 【72条25】 2.1.2 多様性, 位置的分散等 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、 重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備として の基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性 並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はな いことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち、「5.1.2 多様 性, 位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。 【72条 26】 2.2 常設代替交流電源設備 2.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等 が発生した場合において, 炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破 損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原 子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な交流負荷へ電 力を供給する常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を 設ける設計とする。 【72条1】 常設代替交流電源設備は,ガスタービン発電機,ガスタービン発

変更前 変更後 電設備軽油タンク, ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ, 非常用 ディーゼル発電設備軽油タンク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発 電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御装置等で構成し、 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)し た場合に, 重大事故等時に対処するために外部電源喪失時に自動起 動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊急 用)を介してメタルクラッドスイッチギア(非常用)又はモータコ ントロールセンタ (緊急用) へ接続することで電力を供給できる設 計とする。 また、緊急時対策所への電力確保のため、外部電源喪失時に自動 起動したガスタービン発電機を、メタルクラッドスイッチギア(緊 急用)を介してメタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)へ 接続することで電力を供給できる設計とする。 【72条2】 2.2.2 多様性, 位置的分散等 常設代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によっ て同時に機能を損なわないよう,ガスタービン発電機をガスタービ ンにより駆動することで、ディーゼルエンジンにより駆動する非常 用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を 用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 【72条31】 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機、ガスタービン発電 設備軽油タンク,ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンタ

変更前 変更後 ローリは、原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は保管するこ とで,原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機,高圧炉心ス プレイ系ディーゼル発電機及び燃料デイタンク並びに原子炉建屋 付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損 なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。 【72条32】 常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機からメタルクラッ ドスイッチギア(非常用)までの系統において、独立した電路で系 統構成することにより、非常用ディーゼル発電機からメタルクラッ ドスイッチギア (非常用) までの系統及び高圧炉心スプレイ系ディ ーゼル発電機からメタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ 系用)までの系統に対して、独立性を有する設計とする。 【72条33】 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって,常 設代替交流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有す る設計とする。 【72条34】 2.3 可搬型代替交流電源設備 2.3.1 系統構成 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷、原子炉 格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び 運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための交流負

変更前	変更後
	荷へ電力を供給する可搬型代替交流電源設備として,電源車を使用
	できる設計とする。
	【72条5】
	可搬型代替交流電源設備は、電源車、非常用ディーゼル発電設備
	軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク、
	ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、電路、計測制御
	装置等で構成し、電源車を、メタルクラッドスイッチギア (緊急用)
	を経由してメタルクラッドスイッチギア (非常用) 又はモータコン
	トロールセンタ (緊急用) へ接続することで電力を供給できる設計
	とする。
	【72条6】
	2.3.2 多様性,位置的分散等
	可搬型代替交流電源設備は、非常用交流電源設備と共通要因によ
	って同時に機能を損なわないよう,電源車の冷却方式を空冷とする
	ことで,冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉
	心スプレイ系ディーゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対
	して多様性を有する設計とする。また,可搬型代替交流電源設備は,
	常設代替交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな
	いよう, 電源車をディーゼルエンジンにより駆動することで, ガス
	タービンにより駆動するガスタービン発電機を用いる常設代替交
	流電源設備に対して多様性を有する設計とする。
	【72条 35】
	可搬型代替交流電源設備の電源車は,屋外の原子炉建屋付属棟か

変更前	変更後
	ら離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属棟内の非常用ディ
	ーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要
	因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計と
	する。また, 可搬型代替交流電源設備の電源車は, 屋外 (緊急用電
	気品建屋)のガスタービン発電機から離れた場所に保管すること
	で、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を
	図る設計とする。
	【72条36】
	可搬型代替交流電源設備は、電源車からメタルクラッドスイッチ
	ギア (非常用) までの系統において, 独立した電路で系統構成する
	ことにより、非常用ディーゼル発電機からメタルクラッドスイッチ
	ギア (非常用) までの系統及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電
	機からメタルクラッドスイッチギア (高圧炉心スプレイ系用) まで
	の系統に対して、独立性を有する設計とする。
	【72条 37】
	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって,可
	搬型代替交流電源設備は非常用交流電源設備である非常用ディー
	ゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機に対して独
	立性を有する設計とする。
	【72条38】
	可搬型代替交流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要因によっ
	て接続できなくなることを防止するため,位置的分散を図った複数
	箇所に設置する設計とする。
	【72条39】

変更前	変更後
交 史 則	2.4 緊急時対策所用代替交流電源設備 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)は、 メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策所用)(7200V, 1200Aのもの を 2 個),動力変圧器(緊急時対策所用)(500kVA, 6900/460Vのものを 2 個),モータコントロールセンタ(緊急時対策所用)(600V, 800Aのも のを 3 個),105V交流電源切替盤(緊急時対策所用)(460/210-105V, 225Aのものを 1 個),105V交流分電盤(緊急時対策所用)(30kVA,210- 105Vのものを 1 個),120V交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA,460/120V
	105Vのものを1個),120V交流分電盤(緊急時対策所用)(10kVA,460/120Vのものを2個),210V交流分電盤(緊急時対策所用)(150kVA,460/210Vのものを2個),125V直流主母線盤(緊急時対策所用)(125V,1800Aのものを3個)を経由して緊急時対策所非常用送風機,衛星電話設備(固定型),無線連絡設備(固定型),統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIPーFAX)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする。 【76条10】
	 2.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備 可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、車両内に搭載し、可搬型窒素ガス供給装置に給電できる設計とする。 【63条13】【65条25】【67条6】【67条34】
3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備	3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備
3.1 常設直流電源設備	3.1 常設直流電源設備

3.1.1 系統構成

設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、 し、 直流電源設備を施設する設計とする。

【45条4】

直流電源設備は、短時間の全交流動力電源喪失時においても、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する 125V 蓄電池を設ける設計とする。

【16条1】【45条6】

非常用の直流電源設備は、直流 125V 3 系統の蓄電池、充電器及び 125V 直流主母線盤等で構成する。

【45条25】

これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流母線は125Vであり、非常用直流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、無停電交流母線に給電する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等である。

【45条 26】

変更後

3.1.1 系統構成

設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、直流電源設備を施設する設計とする。

【45条4】

直流電源設備は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分を包絡した約8時間に対し、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する125V蓄電池を設ける設計とする。

【16条1】【45条6】

非常用の直流電源設備は、直流 125V 3 系統の蓄電池、充電器及び 125V 直流主母線盤等で構成する。

【45条25】

これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流母線は125Vであり、非常用直流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、無停電交流母線に給電する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等である。

【45条26】

設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)

変更前 変更後 した場合に、重大事故等の対応に必要な炉心の著しい損傷、原子炉 格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び 運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための直流負 荷へ電力を供給する所内常設蓄電式直流電源設備として、125V 蓄 電池 2A 及び 2B 並びに 125V 充電器 2A 及び 2B を使用できる設計と する。 【72条9】 所内常設蓄電式直流電源設備は、125V 蓄電池 2A 及び 2B、125V 充電器 2A 及び 2B (125V, 700A のものを 2 個), 電路, 計測制御装 置等で構成し、125V 蓄電池 2A 及び 2B は、125V 直流主母線盤 2A 及 び2B (125V, 1800A のものを2個), 125V 直流主母線盤2A-1及び 2B-1 (125V, 1800A のものを 2 個), 125V 直流分電盤 2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2 <mark>及び</mark>2B-<mark>3(</mark>125V, 1200A のものを <mark>6</mark> 個), 125V 直 流電源切替盤 2A 及び 2B (125V, 60A のものを 2 個) 並びに 125V 直 流 RCIC モータコントロールセンタ (125V, 800A のものを1個) へ 電力を給電できる設計とする。

【72条10】

所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A 及び 2B は、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において不要な負荷の切り離しを行うこと、また全交流動力電源喪失から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切り離しを行うことで、全交流動力電源喪失から 24 時間にわたり、125V 蓄電池 2A 及び 2B から電力を供給できる設計とする。また、交流電源復旧後に、交流電源を125V 充電器 2A 及び 2B を経由し 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B へ接

変更前	変更後
	続することで電力を供給できる設計とする。
	【72条11】
	非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H 並びに 125V 充
	電器 2A, 2B 及び 2H(125V, 700A のものを 2 個, 125V, 50A のもの
	を 1 個)は,想定される重大事故等時において,重大事故等対処設
	備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【72 条 28】
	非常用直流電源設備のうち,125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H
	は,125V 直流主母線盤 2H(125V,1200A のものを 1 個)及び 125V
	直流分電盤 2H(125V,1200A のものを 1 個)へ接続することで,高
	圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並び
	にメタルクラッドスイッチギア (高圧炉心スプレイ系用) の制御回
	路等の高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。
	【72条 29】
	3.1.2 多様性,位置的分散等
	所内常設蓄電式直流電源設備は,原子炉建屋付属棟内の非常用デ
	ィーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異な
	る制御建屋内に設置することで,非常用交流電源設備と共通要因に
	よって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とす
	る。
	【72条40】
	所内常設蓄電式直流電源設備は,125V 蓄電池2A及び2Bから125V
	直流主母線盤 2A 及び 2B までの系統において,独立した電路で系

変更前	変更後
	統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変
	換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 2B までの系統に対
	して、独立性を有する設計とする。
	【72条41】
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって,所内常設蓄電式
	直流電源設備は非常用交流電源設備に対して独立性を有する設計
	とする。
	【72条42】
	非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、
	重大事故等時においても使用するため,重大事故等対処設備として
	の基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性
	並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はな
	いことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様
	性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	【72条30】
	3.2 常設代替直流電源設備
	3. 2. 1 系統構成
	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合
	に,重大事故等 <mark>の対応に必要な</mark> 炉心の著しい損傷,原子炉格納容器
	の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止
	中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため <mark>の</mark> 直流負荷へ電力
	を供給する常設代替直流電源設備として, 125V 代替蓄電池を使用
	できる設計とする。また、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失

変更前 変更後 (全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失 した場合は、常設代替直流電源設備として、250V 蓄電池を使用で きる設計とする。 【72条12】 常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電路、 計測制御装置等で構成し、125V 代替蓄電池は、電力の供給開始か ら8時間後に中央制御室外において不要な負荷の切離しを行うこ と、また 250V 蓄電池は、電力の供給開始から 1 時間後に中央制御 室において不要な負荷の切離しを行うことで、電力の供給開始から 24 時間にわたり、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から電力を供 給できる設計とする。 【72条13】 3.2.2 多様性, 位置的分散等 常設代替直流電源設備は、制御建屋内の非常用直流電源設備と異 なる区画に設置することで、非常用直流電源設備と共通要因によっ て同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。 【72条43】 常設代替直流電源設備は、125V代替蓄電池から125V直流主母線 盤 2A-1 及び 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主 母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することによ り,非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A, 2B 及び 2H から 125V 直 流主母線盤 2A, 2B 及び 2H までの系統に対して, 独立性を有する設 計とする。

変更前	変更後
	【72条44】
	これらの位置的分散及び電路の独立性によって,常設代替直流電
	源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。
	【72条 45】
	3.3 可搬型代替直流電源設備
	3.3.1 系統構成
	設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合
	に,重大事故等 <mark>の対応に必要な</mark> 炉心の著しい損傷,原子炉格納容器
	の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止
	中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため <mark>の</mark> 直流負荷へ電力
	を供給する可搬型代替直流電源設備として 125V 代替蓄電池, 250V
	蓄電池及び電源車 <mark>,125V 代替充電器及び 250V 充電器</mark> を使用できる
	設計とする。
	【72条 14】
	可搬型代替直流電源設備は, 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 電
	源車,125V 代替充電器(125V,700A のものを 1 個),250V 充電器
	(250V, 400A のものを 1 個), 非常用ディーゼル発電設備軽油タン
	ク, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク, ガスター
	ビン発電設備軽油タンク,タンクローリ,電路,計測制御装置等で
	構成し,125V代替蓄電池は125V直流主母線盤2A-1及び2B-1(125V,
	1800A のものを 2 個) 並びに 125V 直流電源切替盤 2A 及び 2B(125V,
	60A のものを 2 個)へ,250V 蓄電池は 250V 直流主母線盤(250V,
	1800A のものを 1 個)へ接続することで電力を供給できる設計とす

変更前	変更後
	る。
	【72条15】
	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は,電力の供給開始
	から 8 時間後に中央制御室外において不要な負荷の切離しを行う
	こと,また 250V 蓄電池は,電力の供給開始から 1 時間後に中央制
	御室において不要な負荷の切離しを行い, 125V 代替蓄電池及び
	250V 蓄電池から電力を供給し、その後、電源車を代替所内電気設
	備,125V 代替充電器及び 250V 充電器を経由し 125V 直流主母線盤
	2A-1 及び 2B-1 並びに 250V 直流主母線盤へ接続することで, 電力
	を供給できる設計とする。
	可搬型代替直流電源設備は,電源車の運転を継続することで,設
	計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間に
	わたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。
	【72条16】
	3.3.2 多様性,位置的分散等
	可搬型代替直流電源設備は,非常用直流電源設備と共通要因によ
	って同時に機能を損なわないよう,電源車の冷却方式を空冷とする
	ことで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉
	心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備
	に対して多様性を有する設計とする。また,125V 代替充電器及び
	250V 充電器により交流を直流に変換できることで, 125V 蓄電池 2A,
	2B及び2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設
	計とする。

変更前	変更後
	【72 条 46】
	可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V
	代替充電器及び 250V 充電器は,制御建屋内の 125V 蓄電池 2A 及び
	2B, 125V 充電器 2A 及び 2B 並びに原子炉建屋付属棟内の 125V 蓄電
	池 2H 及び 125V 充電器 2H と異なる区画又は建屋に設置すること
	で,非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわな
	いよう,位置的分散を図る設計とする。
	【72条47】
	可搬型代替直流電源設備の電源車は,屋外の原子炉建屋付属棟か
	ら離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属棟内の非常用ディ
	ーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通要
	因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計と
	する。
	【72条48】
	可搬型代替直流電源設備は,125V 代替蓄電池及び電源車から
	125V 直流主母線盤 2A-1 及び 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄電池及
	び電源車から 250V 直流主母線盤までの系統において,独立した電
	路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の 125V 蓄電池
	2A, 2B 及び 2H から 125V 直流主母線盤 2A, 2B 及び 2H までの系統
	に対して、独立性を有する設計とする。
	【72条49】
	これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって,可
	搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有
	する設計とする。

3.2 計測制御用電源設備 設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し,計 測制御用電源設備として,無停電交流電源用静止形無停電電源装置を施 設する設計とする。 【45条5】 非常用の計測制御用電源設備は、無停電交流 120 2 母線及び計測母 線 120V 2 母線で構成する。

非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に

接続する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等で構成し、核計装の

変更前

【72条50】

可搬型代替直流電源設備の電源車の接続箇所は,共通要因によって接続できなくなることを防止するため,位置的分散を図った複数 箇所に設置する設計とする。

変更後

【72条51】

3.4 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池

原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は,主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても,主蒸気逃がし安全弁の作動回路に接続することにより,主蒸気逃がし安全弁(2個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。

【61条9】

3.5 計測制御用電源設備

設計基準対象施設の安全性を確保する上で特に必要な設備に対し、計 測制御用電源設備として、無停電交流電源用静止形無停電電源装置を施 設する設計とする。

【45条5】

非常用の計測制御用電源設備は、無停電交流 120V 2 母線及び計測母線 120V 2 母線で構成する。

非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する無停電交流電源用静止形無停電電源装置等で構成し、核計装の

監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認 が可能な設計とする。

【45条27】

無停電交流電源用静止形無停電電源装置は,直流電源設備である 125V 蓄電池から直流電源が供給されることにより,無停電交流母線に 対し電源供給を確保する設計とする。

【45条7】

変更後

監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認 が可能な設計とする。

【45条27】

無停電交流電源用静止形無停電電源装置は,外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間においても,非常用直流電源設備である 125V 蓄電池から直流電源が供給されることにより,無停電交流母線に対し電源供給を確保する設計とする。

なお,無停電交流電源用静止形無停電電源装置は約1時間,電源供給 が可能な設計とする。

【45条7】

4. 燃料設備

4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備

7日間の外部電源喪失を仮定しても,運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機を 7日間 運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。

【45条21】

4. 燃料設備

4.1 非常用交流電源設備の燃料補給設備

7日間の外部電源喪失を仮定しても,運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 2 台を 7日間運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。

【45条21】

重大事故等時に、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。

変更前	変更後
	【72条27】
	4.2 常設代替交流電源設備の燃料補給設備
	ガスタービン発電機は,ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタ
	ービン発電設備燃料移送ポンプを用いて燃料を補給できる設計とする。
	また,ガスタービン発電設備軽油タンクは,非常用ディーゼル発電設備
	軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクか
	らタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。
	【72条3】
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び高圧炉心スプレイ系ディ
	ーゼル発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホース
	を用いる設計とする。
	【72条4】
	燃料補給設備 <mark>のガ</mark> スタービン発電設備燃料移送ポンプ及びタンクロ
	ーリは,原子炉建屋付属棟から離れた屋外に設置又は分散して保管する
	ことで <mark>, 原</mark> 子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通要因によって同
	時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 <mark>また</mark> 、予備
	のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する
	設計とする。
	ガスタービン発電設備軽油タンクは、 <mark>非常用ディーゼル発電設備軽油</mark>
	タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れ
	た屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損な
	わないよう、位置的分散を図る設計とする。
	【72条32】【72条56】【72条57】

変更前	変更後
	4.3 可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の燃料補給設
	備
	電源車は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク <mark>、</mark> 高圧炉心スプレイ
	系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タン
	クからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。
	【72条7】【72条17】
	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク <mark>,</mark> 高圧炉心スプレイ系ディーゼ
	ル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタン
	クローリへの <mark>燃料</mark> の補給は,ホースを用いる設計とする。
	【72条8】【72条18】
	燃料補給設備 <mark>のタ</mark> ンクローリは,屋外の原子炉建屋付属棟から離れた
	場所 <mark>に保</mark> 管することで <mark>, 原</mark> 子炉建屋付属棟近傍の燃料移送ポンプと共通
	要因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とす
	る <mark>。また</mark> ,予備のタンクローリについては,上記タンクローリと異なる
	場所に保管する設計とする。
	ガスタービン発電設備軽油タンクは、 <mark>非常用ディーゼル発電設備軽油</mark>
	タンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクと離れ
	た屋外に分散して設置することで、共通要因によって同時に機能を損な
	わないよう、位置的分散を図る設計とする。
	【72条56】【72条57】
	4.4 緊急時対策所用代替交流電源設備の燃料補給設備
	重大事故等時に電源車 (緊急時対策所用) の燃料を貯蔵及び補給する

変更前	変更後
	設備として、緊急時対策所軽油タンク及びホースを使用できる設計とする。 電源車(緊急時対策所用)は、緊急時対策所軽油タンクから燃料を補給できる設計とする。 【76条9】 4.5 可搬型窒素ガス供給装置発電設備の燃料補給設備可搬型窒素ガス供給装置発電設備は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリを用いて燃料を補給できる設計とする。 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクスはガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。 【63条14】【65条26】【67条7】【67条36】
5. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備については,「表 1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。	5. 主要対象設備 非常用電源設備の対象となる主要な設備については,「表 1 非常用電源設備の主要設備リスト」に示す。